

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2014-206039

(P2014-206039A)

(43) 公開日 平成26年10月30日(2014.10.30)

(51) Int.Cl.	F 1	テーマコード (参考)
E 0 4 F 15/02 (2006.01)	E 0 4 F 15/02 1 0 2 L	2 E 2 2 0
E 0 4 F 19/06 (2006.01)	E 0 4 F 19/06 E	

審査請求 未請求 請求項の数 13 O L (全 17 頁)

(21) 出願番号	特願2013-155859 (P2013-155859)	(71) 出願人	000198802 積水成型工業株式会社 大阪府大阪市北区堂島浜2丁目1番9号
(22) 出願日	平成25年7月26日 (2013.7.26)	(74) 代理人	100086737 弁理士 岡田 和秀
(31) 優先権主張番号	特願2013-58283 (P2013-58283)	(72) 発明者	横田 裕次 大阪府大阪市北区堂島浜2-1-9 積水 成型工業株式会社内
(32) 優先日	平成25年3月21日 (2013.3.21)	(72) 発明者	青谷 博 大阪府大阪市北区堂島浜2-1-9 積水 成型工業株式会社内
(33) 優先権主張国	日本国 (JP)	(72) 発明者	稲津 明 大阪府大阪市北区堂島浜2-1-9 積水 成型工業株式会社内

最終頁に続く

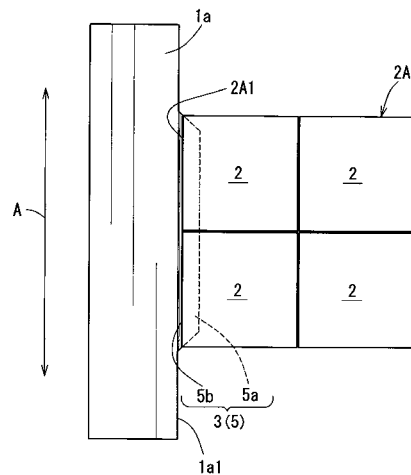
(54) 【発明の名称】 畳敷設方法およびこの方法に用いる見切り材

(57) 【要約】

【課題】床材の施工に施工業者が畳群の汚れ等に気遣いする必要がなく、また、床材等の周囲部材の施工誤差があっても、畳群の再作成の必要がなく、畳群を畳敷設領域に敷設することができる畳敷設方法を提供すること。

【解決手段】本畳敷設方法は、第1ないし第4の周囲部材1a~1dで周囲が囲まれる畳敷設領域に、複数の縁無薄畳からなる畳群2Aを敷設する畳敷設方法であって、第1の周囲部材1aの直線状の一边を基準辺1a1となし、該基準辺1a1に養生シートs付きの畳群2Aの一边2A1を沿わせて畳群2Aを配置する第1の工程と、第1の周囲部材1aと対向する第2の周囲部材1bを、畳群2Aを間にして第1の床材1a方向に押し込む第2の工程と、第3、第4の床材1c, 1dを畳群2Aを間にして相手側に押し込む第3の工程と、畳群2Aから養生シートsを剥離する第4の工程と、を有する。

【選択図】 図5



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

少なくとも第 1 ないし第 4 の周囲部材で周囲が囲まれる畳敷設領域に、複数の縁無薄畳からなる畳群を敷設する畳敷設方法であって、

少なくとも前記第 1 の周囲部材の直線状の一边を基準辺となし、該基準辺に養生シート付きの畳群の任意の一边を沿わせて当該畳群を配置する第 1 の工程と、

前記第 1 の周囲部材と対向する第 2 の周囲部材を、前記畳群を間にして前記第 1 の周囲部材方向に押し込む第 2 の工程と、

前記第 1 および第 2 の周囲部材それぞれに隣接する第 3 および第 4 の周囲部材を前記畳群を間にして相対的に相手側の周囲部材に押し込む第 3 の工程と、

前記畳群から前記養生シートを剥離する第 4 の工程と、

を有することを特徴とする畳敷設方法。

10

【請求項 2】

前記第 1 の工程が、前記第 1 の周囲部材の直線状の一边を第 1 の基準辺とすると共に前記第 1 の周囲部材に隣接する第 3 の周囲部材の直線状の一边を第 2 の基準辺となし、前記両第 1、第 2 の周囲部材を直角に隣接配置した状態にして前記両基準辺に養生シート付きの畳群の任意の隣接する二辺を沿わせて当該畳群を配置する工程である、

請求項 1 に記載の畳敷設方法。

【請求項 3】

前記第 1 ないし第 3 の工程において、前記各周囲部材と前記畳群との間に見切り材を介装する、

請求項 1 または 2 に記載の畳敷設方法。

20

【請求項 4】

前記第 1 ないし第 3 の工程において、前記各周囲部材と前記畳群との間に見切り材の下基材を介装する、

請求項 1 または 2 に記載の畳敷設方法。

【請求項 5】

前記下基材を、座部と、前記座部の一端から起立された支持用縦辺部とを略 L 形状にしたものとし、前記下基材の前記支持用縦辺部を前記各周囲部材と前記畳群との間に介装すると共に、前記下基材の前記座部を前記畳群と床下地との間に介装する、

請求項 4 に記載の畳敷設方法。

30

【請求項 6】

前記第 1 ないし第 3 の工程が、前記各周囲部材と前記畳群との間に見切り材を介装する工程であり、

前記見切り材を、下基材と、上基材とで構成し、

前記下基材は、一端側が前記畳群方向に水平に延びる座部と、前記座部の他端側から垂直に起立された支持用縦辺部とを備えたものとし、

前記上基材は、水平に張り出した張出し部と、前記張出し部から略垂直下方に延出された連結用縦辺部とを備えたものとし、

前記各周囲部材と前記畳群との間に前記見切り材を介装するに際しては、

前記下基材の前記支持用縦辺部を前記各周囲部材と前記畳群との間に介装すると共に、前記座部を前記畳群と床下地との間に介装する一方、

前記上基材の前記連結用縦辺部を前記下基材の前記支持用縦辺部に連結すると共に、前記上基材の前記張出し部により前記床材と前記畳群との隙間を隠す、

請求項 3 に記載の畳敷設方法。

40

【請求項 7】

前記見切り材において、前記上基材の前記張出し部を、その両端部が前記周囲部材と前記畳群との両方向に張り出させ、

前記各周囲部材と前記畳群との間に見切り材を介装するに際しては、前記張出し部の両端部を前記周囲部材と前記畳群との上面に跨らせることで、前記張出し部により前記周囲

50

部材と前記畳群との隙間を隠す、請求項 6 に記載の畳敷設方法。

【請求項 8】

前記見切り材において、前記上基材の前記張出し部を、その一端側が前記周囲部材の方向に張り出させ、前記張出し部の他端側に、前記畳群の方向である水平方向から垂直下方へ曲線状に下方に垂れ下がる円弧部分と、前記円弧部分から垂直下方に延びる垂直部分とからなる外装用縦辺部とを備えさせ、

前記各周囲部材と前記畳群との間に見切り材を介装して、前記外装用縦辺部の垂直部分の外側面と、前記下基材の前記支持用縦辺部の外側面とが垂直方向において略一致させると共に、前記上基材の前記外装用縦辺部の前記円弧部分を前記畳群の端部に対応させる、請求項 6 に記載の畳敷設方法。

10

【請求項 9】

前記見切り材において、前記下基材の前記座部の一端側に切欠きを設けると共に、前記座部の前記一端側に、当該切欠きよりさらに前記一端部方向に、少なくとも前記床材と前記見切り材との間の隙間に介装されるスペーサに相当する長さ相当分で延長して延長部分を設け、

前記各周囲部材と前記畳群との間に見切り材を介装し、前記床材と前記見切り材との間の隙間があるときは、前記見切り材を前記切欠きのところで切断した前記延長部分をスペーサとして前記隙間に介装する、請求項 6 に記載の畳敷設方法。

【請求項 10】

前記周囲部材が床材である、

請求項 1 ないし 9 のいずれか一項に記載の畳敷設方法。

20

【請求項 11】

下基材と上基材とからなり、

前記下基材は、一端側が水平方向に延びる座部と、前記座部の他端側から垂直に起立された支持用縦辺部とを有し、

前記上基材は、一端側が水平方向に張り出した張出し部と、前記張出し部の他端側から垂直下方に延出された連結用縦辺部とを備え、前記張出し部の他端側には、前記畳群方向である水平一方向から垂直下方へ曲線状に下方に垂れ下がる円弧部分と、前記円弧部分から垂直下方に延びる垂直部分とからなる外装用縦辺部とを有し、

前記下基材と前記上基材は、前記下基材の前記支持用縦辺部と、前記上基材の前記連結用縦辺部とで連結可能となっている、ことを特徴とする見切り材。

30

【請求項 12】

前記下基材の前記座部の一端側に切欠きが形成されていると共に、前記座部の前記一端側は、当該切欠きよりさらに前記水平一方向に、少なくとも前記床材と前記見切り材との間の隙間に介装されるスペーサに相当する長さ相当分で延長された延長部分を有する、

請求項 11 に記載の見切り材。

【請求項 13】

前記下基材の前記支持用縦辺部は、上向きに開口した溝が形成されているとともに、前記溝の対向する内側面に係合部が形成されており、

前記上基材の前記連結用縦辺部は、前記下基材の前記溝に挿入可能であり、かつ、両側面に前記係合部に係合可能な被係合部を備えている、

40

請求項 11 または 12 に記載の見切り材。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、床材等の周囲部材で囲まれた畳敷設領域内に、複数の定型畳である縁無薄畳からなる畳群を敷設する畳敷設方法およびこの方法に用いる見切り材に関する。

【背景技術】

【0002】

前記畳敷設領域内に、前記畳群を敷設する場合、躯体側である床材を敷設施工してから

50

畳群を敷設しているのが一般である。かかる場合、床材が畳敷設領域を残してその周囲に先に施工され、最終的にその畳敷設領域に畳群を敷設するようになっていく。この場合、畳群の敷設が最終工程となるのは、床材の施工前に畳群が敷設されていたのでは、施工業者により畳群が汚されてしまう虞があり、また施工業者も畳群が汚れないように床材を施工する必要があり、施工が難しくなる、などの理由による。なお、縁無薄畳を畳敷設領域に敷設する方法の一例が特許文献 1 に開示されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献 1】特開平 5 - 9 8 7 7 7 号公報

10

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

従来畳敷設方法では、畳群の敷設が最終工程であるために、床材の施工誤差により、畳敷設領域が狭すぎることがあり、かかる場合には、畳群を敷設できない。こうした場合には、畳群の一部を切り取って畳敷設領域に畳群を敷設したり、あるいは再度、畳群を作成したりする必要があるので、畳群の敷設や再作成に手間と費用とがかかるという課題があった。

【0005】

本発明は、このような実情に着目してなされたものであって、床材の施工に施工業者が畳群の汚れ等に気遣いする必要がなく、また、床材等の周囲部材の施工誤差が起こりにくくして、畳群の再作成の必要がなく、畳群を畳敷設領域に敷設することができる畳敷設方法およびこの方法に用いる見切り材を提供することを目的とする。

20

【課題を解決するための手段】

【0006】

(1) 本発明に係る畳敷設方法は、少なくとも第 1 ないし第 4 の周囲部材で周囲が囲まれる畳敷設領域に、複数の縁無薄畳からなる畳群を敷設する畳敷設方法であって、少なくとも前記第 1 の周囲部材の直線状の一边を基準辺となし、該基準辺に養生シート付きの畳群の任意の一边を沿わせて当該畳群を配置する第 1 の工程と、前記第 1 の周囲部材と対向する第 2 の周囲部材を、前記畳群を間にして前記第 1 の周囲部材方向に押し込む第 2 の工程と、前記第 1 および第 2 の周囲部材それぞれに隣接する第 3 および第 4 の周囲部材を、前記畳群を間にして相対的に相手側の周囲部材に押し込む第 3 の工程と、前記畳群から前記養生シートを剥離する第 4 の工程と、を有することを特徴とする。

30

【0007】

なお、前記畳敷設領域の平面視形状は、一般には、正方形や長方形等であり、特に限定されず、また、前記畳敷設領域の周囲に配置する周囲部材の施工数も前記 4 つに限定されず、畳敷設領域の形状や寸法等に応じて決定されるものである。

【0008】

また、養生シートは、シート状、フィルム状、等、その名称に限定されるものではない。

40

【0009】

また、養生シートは、その材質に、特に限定されるものではない。

【0010】

また、前記畳群を構成する縁無薄畳の枚数は特に限定されず、畳敷設領域の面積に応じて 2 枚以上の複数であればよく、例えば、2 枚、3 枚、4 枚、6 枚、8 枚、9 枚、等何枚でもよい。

【0011】

本発明の畳敷設方法によると、第 1 ないし第 4 の周囲部材の施工が、養生シート付きの畳群が敷設された状態で行われるので、周囲部材の施工誤差が起こりにくく、また、畳群の敷設エリアは確保される。したがって、本発明によれば、従来のように周囲部材の施工

50

誤差により畳敷設領域に畳群が敷設できなくなるようなことがなくなり、したがって、従来のように周囲部材の施工誤差により畳群を再作成するようなことがないので、無駄な費用を大きく削減することができるようになった。また、施工業者にとっても、畳群が敷設された状態で周囲部材を施工しても、当該畳群は、養生シートで保護されているので、施工が容易となるという効果がある。

【0012】

本発明の畳敷設方法において、好ましい実施態様は、前記第1の工程が、前記第1の周囲部材の直線状の一边を第1の基準辺とすると共に前記第1の周囲部材に隣接する第3の周囲部材の直線状の一边を第2の基準辺となし、前記第1、第2の周囲部材を直角に隣接配置した状態にして前記両基準辺に養生シート付きの畳群の任意の隣接する二辺を沿わせて当該畳群を配置する工程である。

10

【0013】

この実施態様によれば、第1、第3の周囲部材それぞれの一边が基準辺とすることができるので、畳群の敷設作業をより簡素化することができる。

【0014】

本発明の畳敷設方法において、好ましい実施態様は、前記第1ないし第3の工程で、前記各周囲部材と前記畳群との間に見切り材を介装する。

【0015】

この実施態様によれば、前記各周囲部材と前記畳群との間の隙間をより効果的に無くすることができる。

20

【0016】

本発明の畳敷設方法において、より好ましい実施態様は、前記第1ないし第3の工程では、前記各周囲部材と前記畳群との間に見切り材の下基材を介装する。

【0017】

この実施態様によれば、各周囲部材と前記畳群との間に見切り材の下基材を介装することで前記各周囲部材と前記畳群との間の隙間をより効果的に無くすることができる。

【0018】

本発明の畳敷設方法において、より好ましい実施態様は、前記下基材を、座部と、前記座部の一端から起立された縦辺部とを略L形状をなしたものとし、前記縦辺部を前記各周囲部材と前記畳群との間に介装すると共に、前記座部を前記畳群と床下地との間に介装する。

30

【0019】

この実施態様によれば、簡素な構成で、各周囲部材と前記畳群との間に見切り材の下基材を介装することで前記各周囲部材と前記畳群との間の隙間をより効果的に無くすることができる。

【0020】

本発明の畳敷設方法において、より好ましい実施態様は、前記第1ないし第3の工程が、前記各周囲部材と前記畳群との間に見切り材を介装する工程であり、

40

前記見切り材が、下基材と、上基材とからなり、

前記下基材は、一端側が前記畳群方向に水平に延びる座部と、前記座部の他端側から垂直に起立された支持用縦辺部とを備えたものであり、

前記上基材は、水平に張り出した張出し部と、前記張出し部から略垂直下方に延出された連結用縦辺部とを備えたものであり、

前記各周囲部材と前記畳群との間に前記見切り材を介装するに際しては、

前記下基材の前記支持用縦辺部を前記各周囲部材と前記畳群との間に介装すると共に、前記座部を前記畳群と床下地との間に介装する一方、

前記上基材の前記連結用縦辺部を前記下基材の前記支持用縦辺部に連結すると共に、前記上基材の前記張出し部により前記床材と前記畳群との隙間を隠す。

【0021】

50

本発明の畳敷設方法において、より好ましい実施態様は、
前記見切り材において、前記上基材の前記張出し部は、その両端部が前記周囲部材と前記畳群との両方向に張り出しており、

前記各周囲部材と前記畳群との間に見切り材を介装するに際しては、前記張出し部の両端部を前記周囲部材と前記畳群との上面に跨らせることで、前記張出し部により前記周囲部材と前記畳群との隙間を隠す。

【0022】

本発明の畳敷設方法において、より好ましい実施態様は、

前記見切り材において、前記上基材の前記張出し部は、その一端側が前記周囲部材の方向に張り出し、前記張出し部の他端側に、前記畳群の方向である水平方向から垂直下方へ曲線状に下方に垂れ下がる円弧部分と、前記円弧部分から垂直下方に延びる垂直部分とからなる外装用縦辺部が形成され、

前記各周囲部材と前記畳群との間に見切り材を介装して、前記外装用縦辺部の垂直部分の外側面と、前記下基材の前記支持用縦辺部の外側面とが垂直方向において略一致させると共に、前記上基材の前記外装用縦辺部の円弧部分を前記畳群の端部に対応させる。

【0023】

本発明の畳敷設方法において、より好ましい実施態様は、

前記見切り材において、前記下基材の前記座部の一端側に切欠きを設けると共に、前記座部の前記一端側に、当該切欠きよりさらに前記水平一方向に、少なくとも前記床材と前記見切り材との間の隙間に介装されるスペーサに相当する長さ相当分で延長された延長部分を設け、

前記各周囲部材と前記畳群との間に見切り材を介装し、前記床材と前記見切り材との間の隙間に対して、前記見切り材を前記切欠きのところで切断した前記延長部分をスペーサとして介装する。

【0024】

本発明の畳敷設方法において、より好ましい実施態様は、前記周囲部材が床材である。

【0025】

(2) 本発明に係る見切り材は、下基材と上基材とからなり、

前記下基材は、一端側が水平一方向に延びる座部と、前記座部の他端側から垂直に起立された支持用縦辺部とを有し、

前記上基材は、一端側が前記周囲部材の方向である水平一方向に張り出した張出し部と、前記張出し部の他端側から垂直下方に延出された連結用縦辺部とで逆略L形になっていると共に、前記張出し部の他端側に前記畳群方向である水平一方向から垂直下方へ曲線状に下方に垂れ下がる円弧部分と、前記円弧部分から垂直下方に延びる垂直部分とからなる外装用縦辺部とを有し、

前記下基材と前記上基材は、前記下基材の前記支持用縦辺部と、前記上基材の前記連結用縦辺部とが連結可能となっていると共に、前記見切り材を前記床材と前記畳群との間に介装したとき、前記上基材の前記外装用縦辺部の円弧部分が、前記畳群の端部と対応することとを特徴とする。

【0026】

本発明の見切り材において、好ましい実施態様は、

前記下基材の前記座部の一端側に切欠きが形成されていると共に、前記座部の前記一端側は、当該切欠きよりさらに前記水平一方向に、少なくとも前記床材と前記見切り材との間の隙間に介装されるスペーサに相当する長さ相当分で延長された延長部分を有する。

【0027】

本発明の見切り材において、好ましい実施態様は、

前記下基材の前記支持用縦辺部は、上向きに開口した溝が形成されているとともに、前記溝の対向する内側面に係合部が形成されており、

前記上基材の前記連結用縦辺部は、前記下基材の前記溝に挿入可能であり、かつ、両側面に前記係合部に係合可能な被係合部を備えている。

10

20

30

40

50

【発明の効果】

【0028】

本発明によれば、畳敷設領域に予め畳群を敷設した状態でその周囲に床材等を施工するので、当該施工の誤差が起りにくく、また、施工誤差があっても、畳敷きエリアに畳群を敷き詰めることができる。その結果、本発明によれば、床材等の施工精度が低いために、最終的に畳群の敷設ができないときに畳群の一部を切り取ったり、あるいは畳群を再作成したりすることが必要でなくなり、これにより、床材等の施工誤差に起因していた無駄な費用を大きく削減することができるようになった。

【図面の簡単な説明】

【0029】

【図1】本発明の実施形態1による畳敷設方法により、四周の床材で囲まれた畳敷設領域に敷設された畳群を示す斜視図である。

【図2】図1におけるX-X線断面図である。

【図3】見切り材の分解斜視図である。

【図4】本発明の実施形態1に係る畳敷設方法に用いる養生シート付き縁無薄畳の斜視図である。

【図5】前記畳敷設方法の工程の説明に用いる平面図である。

【図6】前記畳敷設方法の次の工程の説明に用いる平面図である。

【図7】前記畳敷設方法の次の工程の説明に用いる平面図である。

【図8】前記畳敷設方法の次の工程の説明に用いる平面図である。

【図9】前記畳敷設方法の次の工程の説明に用いる平面図である。

【図10】本発明の実施形態2に係る畳敷設方法の工程の説明に用いる平面図である。

【図11】本発明の実施形態2に係る畳敷設方法の次の工程の説明に用いる平面図である。

【図12】本発明の実施形態1, 2において、実施形態1, 2の見切り材とは別の第2見切り材を用いた場合の畳群が敷設された畳敷設領域の一部を拡大して示す斜視図である。

【図13(a)】図12のX-X線の断面図である。

【図13(b)】前記第2見切り材の斜視図である。

【図14(a)】さらに別の第3見切り材の側面図である。

【図14(b)】前記第3見切り材の斜視図である。

【図15】図14(a)の第3見切り材において、下基材の座部のスペーサ相当部分となる延長部分を切欠きから切断した第3見切り材の断面図である。

【図16】本発明の実施形態1, 2において、第3見切り材を用いた場合の畳敷設領域の一部の斜視図である。

【図17】図16のX-X線断面図である。

【発明を実施するための形態】

【0030】

以下、本発明の実施の形態について図面を参照しながら説明する。

【0031】

(実施形態1)

図1に、本実施形態1の畳敷設方法により、床下地に躯体側としての第1～第4の床材(周囲部材)1a～1dが施工され、これら4つの床材1a～1dで四周を囲まれた畳敷設領域に4枚の縁無薄畳2からなる畳群2Aが敷設されている。床材1a～1dと畳群2Aとの間には見切り材3が介装されている。

【0032】

図2および図3を参照して見切り材3を説明する。図2は、図1におけるX-X線断面図であり、図3は、見切り材の分解斜視図である。

【0033】

見切り材3は、床下地4の上に設置固定される、断面形状略L字形が下基材5と、これに連結される断面形状T字形の上基材6と、からなる。下基材5と上基材6それぞれは、

10

20

30

40

50

湾曲変形が可能な樹脂材を押し出し成型して構成されており、成型された長尺の原材料を所望の長さに切断して使用される。

【0034】

下基材5は、幅広で薄い座部5aと、その一端から起立された支持用縦辺部5bとで略L形になっており、その支持用縦辺部5bには、上向きに開口した溝7が基材全長に亘って形成されるとともに、溝7の対向する内側面には、上下方向に一定の小ピッチで複数の鋸歯状の小突起8が基材全長に亘って形成されている。

【0035】

上基材6は、水平両方向に幅10数mm程度の幅で張り出した張出し部6aと、張出し部6aの幅中央から下方に延出された連結用縦辺部6bとを備えており、その連結用縦辺部6bが下基材5の前記溝7に挿入可能な厚さに形成されるとともに、連結用縦辺部6bの両側面にも、前記小突起8と同じピッチで複数の鋸歯状の小突起9が上基材全長に亘って形成されている。

10

【0036】

この見切り材3においては、上基材6の連結用縦辺部6bを下基材5の支持用縦辺部5bの溝7に上方から圧入することで、連結用縦辺部6bの小突起9が支持用縦辺部5bの小突起8に係合して、下基材5に対する上基材6の上方への抜け出しが阻止された状態で下基材5に上基材6を連結支持することができるようになっている。また、連結用縦辺部6bの溝7への押し込み量を変更することで、見切り材3の全体高さを、小突起8、9のピッチで調節可能となっている。

20

【0037】

以下、本実施形態1の畳敷設方法を図4～図9を参照しながら説明する。尚、図5以降では床下地4の図示を略している。

【0038】

図4に示すように、縁無薄畳2は、芯板材を畳表でくるみ、床材2と同じ厚さ(10数mm)の縁無しに形成された薄い板畳であり、床材2の施工中は、その表面および四周边が養生シートsで被覆保護された状態で施工現場に搬入される。

【0039】

第1の工程では、図5に示すように、第1の床材1aが設置されて床下地4に固定する。この固定方法は、周知であり、その説明を略する。

30

【0040】

第1の床材1aの一辺1a1は図中の矢印A方向に直線状であり、その後の工程において、他の床材1b～1dや畳群2Aの敷設の基準辺1a1となる。

【0041】

そして、第1の床材1aの基準辺1a1に、見切り材3の略L形の下基材5を介装して、養生シートs付きの縁無薄畳2を4枚正方形に並べてなる畳群2Aの一辺2A1を沿わせた状態で畳群2Aを畳敷設領域に配置する。この場合、下基材5の支持用縦辺部5bが第1の床材1aと畳群2Aとの間に介装され、下基材5の座部5aは破線で示すように畳群2Aと床下地4との間に介装される。なお、見切り材3の符号は以下の説明ではいずれも同一の符号としている。また、以下の工程では、見切り材3は第1の工程と同様にして、他の床材1b～1dと畳群2Aとの間に介装されるのであるが、上基材6が下基材5に装着されていないので、座部5aと支持用縦辺部5bと含めて、図中の符号としては3(5)で示している。

40

【0042】

次に、第2の工程では、図6に示すように、前記畳敷設領域において、畳群2Aの一辺2A2に前述と同様にして見切り材3の下基材5を介装した状態で、第1の床材1aと対向する位置に施工される第2の床材1bの一辺1b1を、畳群2Aの一辺2A2に宛がった状態で、第2の床材1bを図中の矢印B方向すなわち第1の床材1a方向に畳群2Aと第2の床材1bとの間に隙間が発生しないようにして押し込む。この押し込みが完了した状態で第2の床材1bを床下地4に固定する。

50

【 0 0 4 3 】

次に、第3の工程では、図7に示すように、前記畳敷設領域において、畳群2Aの一辺2A3，この一辺2A3と対向する一辺2A4それぞれに見切り材3の下基材5を介装した状態で、第1、第2の床材1a，1bそれぞれに隣接する第3、第4の床材1c，1dそれぞれの一辺1c1，1d1を畳群2Aの一辺2A3，2A4それぞれに宛がった状態で、第3、第4の床材1c，1dそれぞれを相対的に互いの方向（図中の矢印C、D方向）に前記第2の工程と同様に押し込む。この押し込みが完了した状態で第3、第4の床材1c，1dそれぞれを床下地4に固定する。

【 0 0 4 4 】

次に、第4の工程では、図8に示すように、第1～第4の床材1a～1dを床下地4に固定してあるので、この固定状態で、畳群2Aから養生シートsを剥離することにより、図1のように畳敷設領域への畳群2Aの敷設が完了する。

10

【 0 0 4 5 】

なお、図9に示すように、必要に応じて、見切り材3の下基材5に対して上基材6を組み付けてもよい。この組み付け状態は符号3(6)で示す。この組み付け状態では、上基材6の張り出し部6aが、床材1a～1dと畳群2Aとの上面に跨るので、床材1a～1dと畳群2Aとの隙間が隠される。また、この上基材6を組み付けずに、図示略のスペーサを第1～第4の床材1a～1dと畳群2Aとの間の隙間に介装してもよい。

【 0 0 4 6 】

こうして、本実施形態1では、床材1a～1dの施工時には、畳群2Aには養生シートsが貼付されているので、施工業者は畳群2Aの汚れに気遣いする必要なく、床材1a～1dの施工が可能となり、施工を行ない易い。また、畳群2Aが敷設された状態で床材1a～1dの施工を行うので、当該床材1a～1dの施工誤差は起こりにくく、また、畳群2Aが敷設された状態で床材1a～1dの施工が行われるので、畳敷設領域は予め確保されており、従来のように床材1a～1dの施工後に施工誤差で畳敷設領域が狭すぎて、畳群2Aが敷設できなくなるようなことがない。このため、床材1a～1dの施工後に畳敷設領域が狭すぎたために畳群2Aの一部切り取りとか、畳群2Aの再度の作成といった手間や費用を削減することができる。

20

【 0 0 4 7 】

（実施形態2）

実施形態1では、第1の床材1aの一辺1a1のみが基準辺となっているが、実施形態2では、図10に示すように、第1の床材1aの一辺1a1を第1の基準辺1a1とし、これに隣接する第3の床材1cの一辺1c1を直線状の第2の基準辺1c1とし、かつ、第1の床材1aと第3の床材1cとを直角に配置する。この状態で第1の床材1aと、第3の床材1cとを床下地4に固定する。

30

【 0 0 4 8 】

そして、第1の床材1aの第1の基準辺1a1と、第3の床材1cの第2の基準辺1c1それぞれに見切り材3の下基材5を介装したうえで、養生シートs付きの畳群2Aの一辺2A1，2A3を沿わせ、その後、第2の床材1bを二点仮想線で示すように畳群2Aの一辺2A2に宛がわせた状態で、前記と同様に第1の床材1a方向に押し込み、この押し込みが完了すると、第2の床材1bを固定する。

40

【 0 0 4 9 】

次いで、図11に示すように、見切り材3の下基材5を畳群2Aの一辺2A4に介装した状態で、第4の床材1dを二点仮想線で示すように畳群2Aの一辺2A4に宛がわせた状態で、前記と同様に第4の床材1dを第3の床材1c方向に押し込み、この押し込みが終了すると、第4の床材1dを床下地4に固定する。

【 0 0 5 0 】

以上により、床材1a～1dの施工が終了すると、畳群2Aから養生シートsを図8と同様に剥離すると、図1と同様に畳敷きエリアへの畳群2Aの敷設が完了する。

【 0 0 5 1 】

50

実施形態 2 によれば、第 1、第 3 の床材 1 a , 1 c それぞれの一端が基準辺となるので、畳群 2 A の敷設作業が実施形態 1 よりも簡素化する。

【 0 0 5 2 】

なお、実施形態 1 では、躯体として第 1 の床材 1 a に代えて壁等であってもよいし、また、実施形態 2 では、躯体として第 1、第 3 の床材 1 a , 1 c に代えて壁等であってもよい。

【 0 0 5 3 】

図 1 2 および図 1 3 を参照して、本発明の実施形態 1 , 2 において、実施形態 1 , 2 の見切り材 3 とは別の第 2 見切り材 3 A を用いた場合を説明する。図 1 2 は、図 1 と同様に床材 1 a ~ 1 d と畳群 2 A との間に見切り材 3 A を介装した状態の一部拡大図である。図 1 3 (a) は第 2 見切り材の側面図、図 1 3 (b) は第 2 見切り材の斜視図である。第 2 見切り材 3 A は、図 1 3 (a)、図 1 3 (b) に示すように、断面形状が略 L 字形である下基材 5 1 と、これに連結される断面形状が逆略 L 字形の上基材 6 1 と、からなる。下基材 5 1 と上基材 6 1 それぞれは、湾曲変形が可能な樹脂材を押し出し成型して構成されており、成型された長尺の原材を所望の長さに切断して使用される。

10

【 0 0 5 4 】

下基材 5 1 は、畳群 2 A 下面に設置させるため、一端側が畳群 2 A 方向である水平一方向にかつ幅広で薄い形状に延びた座部 5 1 a と、座部 5 1 a の他端側から垂直に起立された支持用縦辺部 5 1 b とで略 L 形になっている。支持用縦辺部 5 1 b には、上向きに開口した溝 5 1 c が基材全長に亘って形成されるとともに、溝 5 1 c の対向する内側面には、上下方向に係合部として一定の小ピッチで複数の鋸歯状の小突起 5 1 d が基材全長に亘って形成されている。

20

【 0 0 5 5 】

上基材 6 1 は、下基材 5 1 と連結されたときに、一端側が床材 1 a ~ 1 d の上面に向けて水平他方向に張り出す張出し部 6 1 a と、張出し部 6 1 a の他端側から垂直下方に延出された連結用縦辺部 6 1 b とで逆略 L 形になっている。連結用縦辺部 6 1 b は、下基材 5 1 の前記溝 5 1 c に挿入可能な厚さに形成されるとともに、連結用縦辺部 6 1 b の両側面には、前記小突起 5 1 d と同じピッチで複数の鋸歯状の小突起 6 1 c が被係合部として上基材 6 1 の全長に亘って形成されている。

30

【 0 0 5 6 】

さらに、上基材 6 1 は、張出し部 6 1 a の他端側に畳群 2 A 方向である水平一方向から垂直下方へ曲線状、好ましくは、円弧状 (1 / 4 の円) に下方に垂れ下がる円弧部分 6 1 d 1 と、円弧部分 6 1 d 1 から垂直下方に延びる垂直部分 6 1 d 2 とからなる外装用縦辺部 6 1 d が形成されている。外装用縦辺部 6 1 d の垂直部分 6 1 d 2 の外側面と、下基材 5 1 の支持用縦辺部 5 1 b の外側面とは、垂直方向において一致している。

【 0 0 5 7 】

第 2 見切り材 3 A においては、上基材 6 1 の連結用縦辺部 6 1 b を下基材 5 1 の支持用縦辺部 5 1 b の溝 5 1 c に上方から圧入することで、連結用縦辺部 6 1 b の小突起 6 1 c が支持用縦辺部 5 1 b の小突起 5 1 d に係合して、下基材 5 1 に対する上基材 6 1 の上方への抜け出しが阻止された状態で下基材 5 1 に上基材 6 1 を連結支持することができるようになっている。

40

【 0 0 5 8 】

そして、第 2 見切り材 3 A を図 1 2 に示すように、床材 1 a ~ 1 d と畳群 2 A との間介装すると、上基材 6 1 の外装用縦辺部 6 1 d の円弧部分 6 1 d 1 の形状が、畳群 2 A の端部の形状とが適合して、縁無薄畳 2 の端部の丸み形状の外観が第 2 見切り材 3 A により阻害されずに済み、畳敷設領域で快適にすごしやすくなる。

【 0 0 5 9 】

また、上基材 6 1 の外装用縦辺部 6 1 d の円弧部分 6 1 d 1 の形状が丸みを有するので、上基材 6 1 により畳敷設領域にいる人が引っ掛かるようなことがなくなり、その点からも畳敷設領域で快適に居住することができる。

50

【0060】

さらに、上基材61の外装用縦辺部61dの円弧部分61d1の形状が、畳群2Aの端部の形状と適合するので、畳敷設領域で畳群2Aに着座したりしても、床材1a~1dと隣接する畳群2Aにおいて、床材1a~1dと縁無薄畳2とこれに隣接する縁無薄畳2との間に生じる影の見栄えが自然となって、第2見切り材3Aによる違和感がなくなり、縁無薄畳2が敷設された畳敷設領域で快適に居住することができる。

【0061】

さらに、床材1a~1dと畳群2Aとの間に第2見切り材3Aを介装し、床材1a~1dと見切り材3Aとの間に、隙間無くしのためのスペーサを介装しても、そのスペーサは、上基材61の張出し部61aにより、隠されるので、スペーサを介装しても、見栄えが低下することがなくなり、縁無薄畳2が敷設された畳敷設領域で快適に居住することができる、という効果を発揮することができる。

10

【0062】

図14(a)、図14(b)を参照して、本発明の実施形態1,2において、実施形態1,2の見切り材3とはさらに別の第3見切り材3Bを用いた場合を説明する。図14(a)は第3見切り材3Bの側面図、図14(b)は第3見切り材3Bの斜視図である。

【0063】

第3見切り材3Bは、図14(a)、図14(b)に示すように、断面形状が略L字形である下基材61と、これに連結される断面形状が逆略L字形の上基材71と、からなる。

20

【0064】

下基材61は、一端側が畳群方向である水平一方向にかつ幅広で薄い形状に延びた座部61aと、座部61aの他端側から垂直に起立された支持用縦辺部61bとで略L形になっている。支持用縦辺部61bには、上向きに開口した溝61cが基材全長に亘って形成されるとともに、溝61cの対向する内側面には、上下方向に係合部として一定の小ピッチで複数の鋸歯状の小突起61dが基材全長に亘って形成されている。

【0065】

上基材71は、下基材61と連結されたときに、一端側が床材の上面に向けて水平他方向に張り出す張出し部71aと、張出し部71aの他端側から垂直下方に延出された連結用縦辺部71bとで逆略L形になっている。連結用縦辺部71bは、下基材61の前記溝61cに挿入可能な厚さに形成されるとともに、連結用縦辺部71bの両側面には、前記小突起61dと同じピッチで複数の鋸歯状の小突起71cが被係合部として上基材71の全長に亘って形成されている。

30

【0066】

さらに、上基材71は、張出し部71aの他端側に畳群方向である水平一方向から垂直下方へ曲線状、好ましくは、円弧状(1/4の円)に下方に垂れ下がる円弧部分71d1と、円弧部分71d1から垂直下方に延びる垂直部分71d2とからなる外装用縦辺部71dが形成されている。外装用縦辺部71dの垂直部分71d2の外側面と、下基材61の支持用縦辺部61bの外側面とは、垂直方向において一致している。

【0067】

第3見切り材3Bにおいては、第2見切り材3Aと同様、上基材71の連結用縦辺部71bを下基材61の支持用縦辺部61bの溝61cに上方から圧入することで、連結用縦辺部71bの小突起71cが支持用縦辺部61bの小突起61dに係合して、下基材61に対する上基材71の上方への抜け出しが阻止された状態で下基材61に上基材71を連結支持することができる。

40

【0068】

以上の第3見切り材3Bにおいては、下基材61の座部61aの一端側に、切欠き61eが形成されており、切欠き61eより前記一端側方向の端部61a1は、図15に示すように、スペーサ長さ相当分延長されている。

【0069】

50

なお、前記スペーサ長さ相当分と、床材 1 a ~ 1 d の厚みとの比の値は、好ましくは、0.6 ~ 1.0 であり、さらに好ましくは、0.8 ~ 1.0 である。

【0070】

そして、その延長部分 6 1 a 1 は、後述するように切欠き 6 1 e のところで切断されてスペーサとして使用することができるようになっている。

【0071】

すなわち、床材 1 a ~ 1 d と畳群 2 A との隙間に、第 3 見切り材 3 B を介装すると共に、その隙間を更に無くす必要があるときは、下基材 6 1 の座部 6 1 a の一端側を切欠き 6 1 e のところで切断し、切断された延長部分 6 1 a 1 をスペーサとして、図 1 6 及び図 1 7 に示すように、下基材 6 1 の支持用縦辺部 6 1 b と床材 1 a ~ 1 d との間に介装する。

10

【0072】

したがって、第 3 見切り材 3 B によれば、床材 1 a ~ 1 d と見切り材 3 B との間の隙間を更に無くすときは、該隙間に切断された延長部分 6 1 a 1 をスペーサとして介装できるので、別途にスペーサを用意して介装する必要がなくなり、その分、施工コストが低減する。なお、この場合、上基材 7 1 は下基材 6 1 に取り付けられていないが、施工後に、取り付けてもよい。

【0073】

なお、実施形態では、畳敷設領域として 4 枚の縁無薄畳 2 の組合せとしたが、縁無薄畳 2 の組合せ枚数は、畳敷設領域に応じて決めることができ、4 枚だけでなく、畳敷設領域の面積に応じて 2 枚以上の複数であればよく、例えば、2 枚、3 枚、4 枚、6 枚、8 枚、4 枚半、等何枚でもよい。

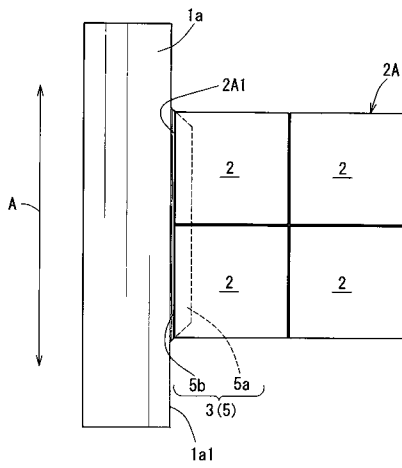
20

【符号の説明】

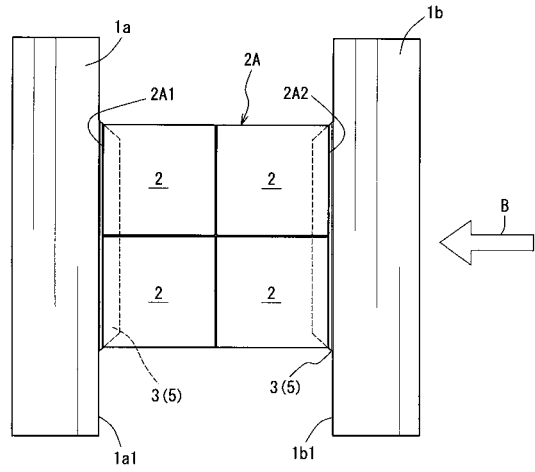
【0074】

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 a ~ 1 d | 床材 (周囲部材) |
| 2 A | 畳群 |
| 3 | 見切り材 |
| 3 A | 第 2 見切り材 |
| 3 B | 第 3 見切り材 |

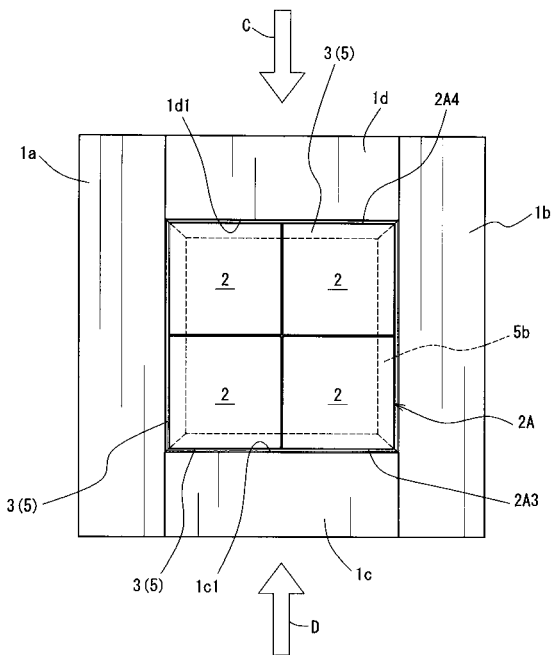
【 図 5 】



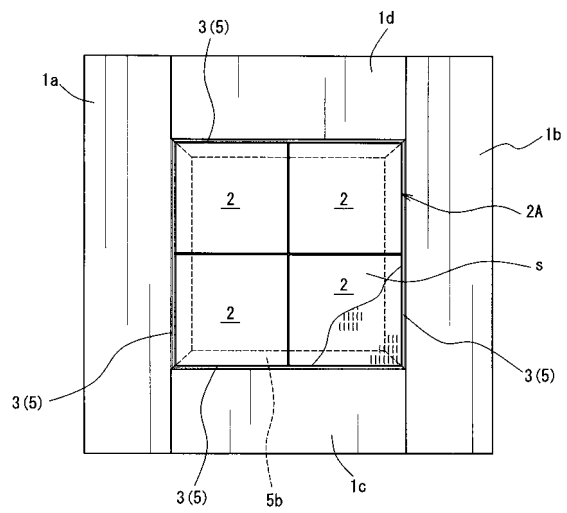
【 図 6 】



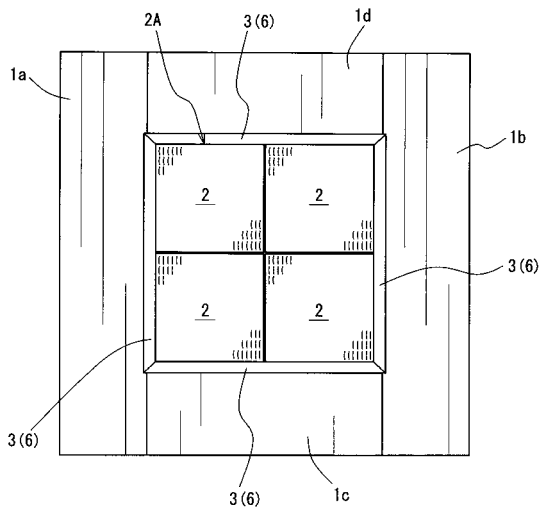
【 図 7 】



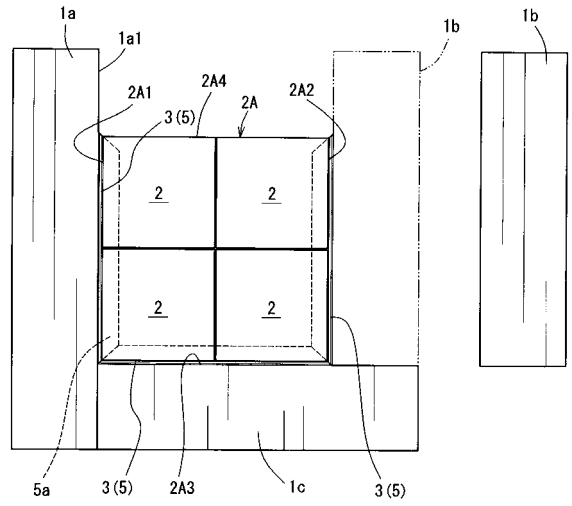
【 図 8 】



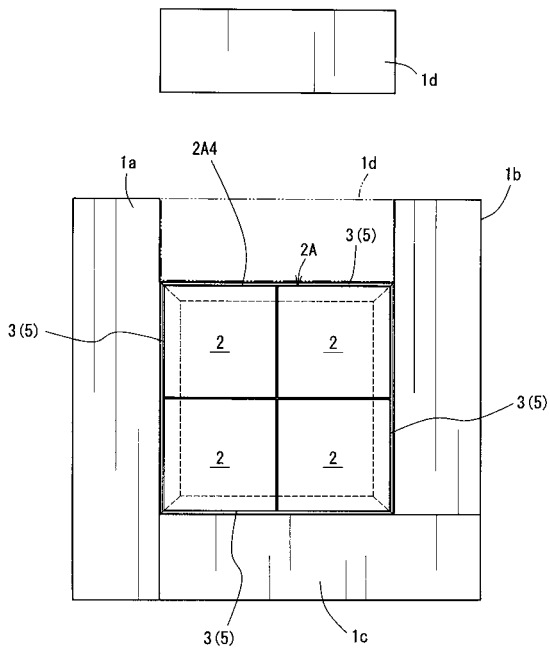
【 図 9 】



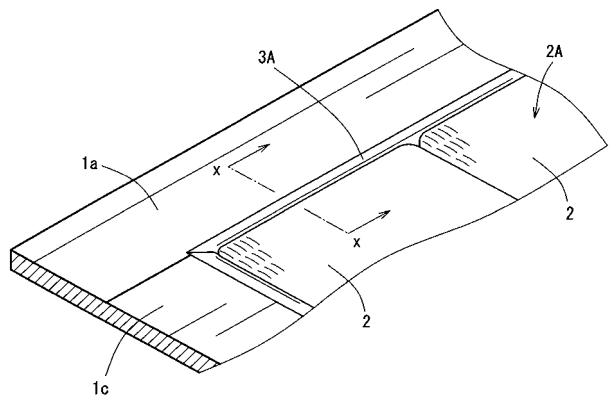
【 図 10 】



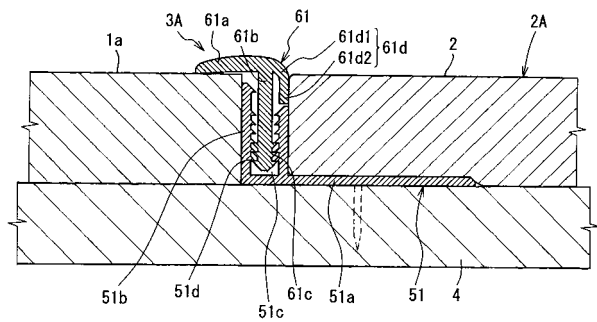
【 図 11 】



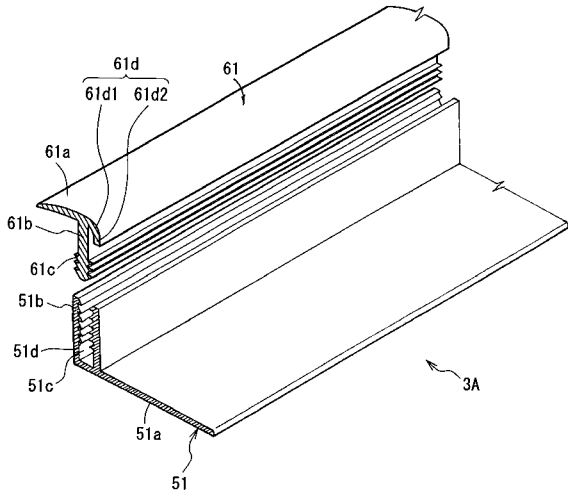
【 図 12 】



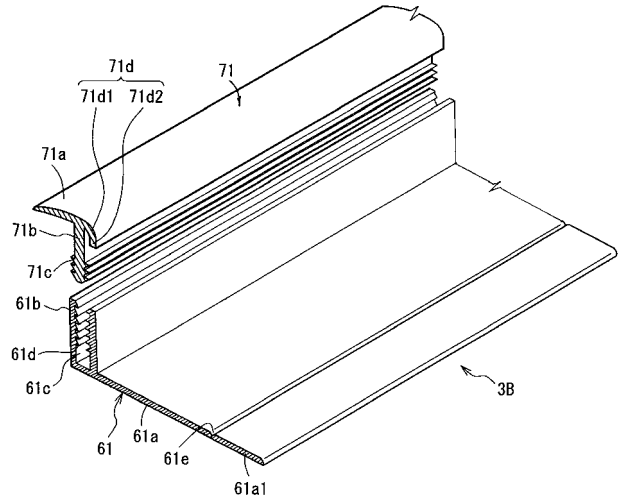
【 図 13 (a) 】



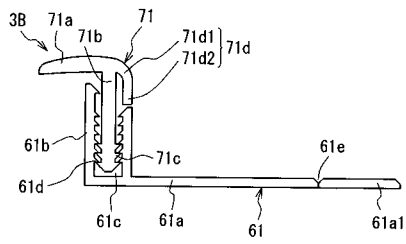
【 図 1 3 (b) 】



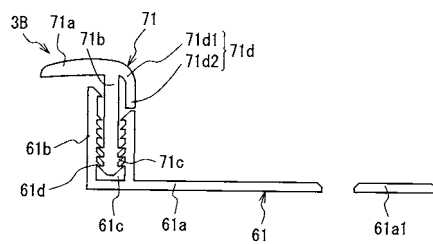
【 図 1 4 (b) 】



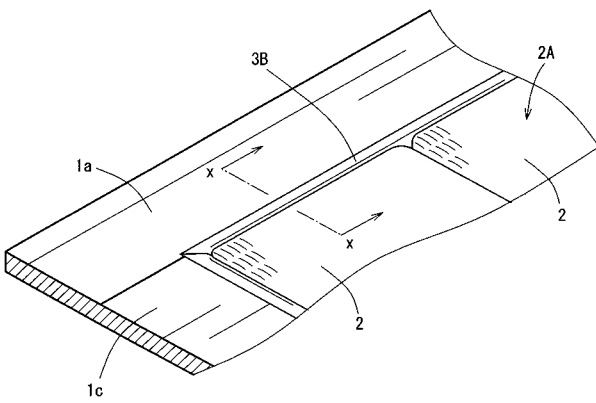
【 図 1 4 (a) 】



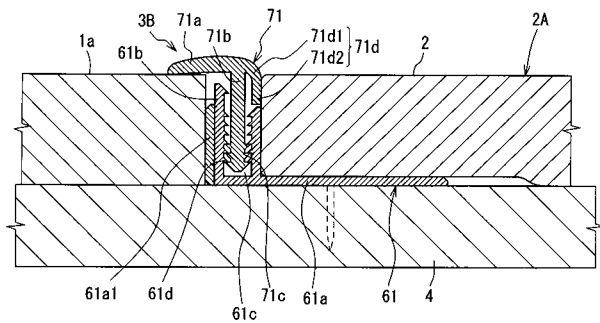
【 図 1 5 】



【 図 1 6 】



【 図 1 7 】



フロントページの続き

Fターム(参考) 2E220 AA51 AB22 AB23 AD15 BA01 DA11 DB02 FA11 FA15 GA24Z
GA25X GA32Z